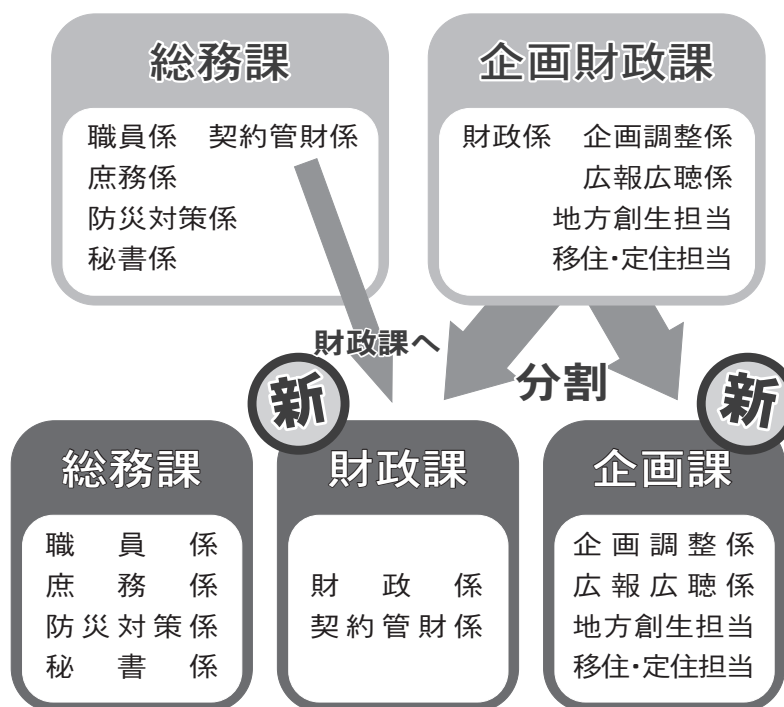


市企画財政課を分割

契約管財係が財政課へ

4月1日付け、市役所内で一部の課・係の再編が行われました。企画財政課を分割し、企画課と財政課を設置しました。また、総務課にありました契約管財係が財政課へ

3月まで
↓
4月1日以降



新 設

赤平市飲用水等

確保事業補助制度

ポンプ装置、ろ過装置設置などに補助

今年4月から「赤平市飲用水等確保事業補助制度」が新設されました。

市内にある自己居住の住宅で、飲用水などの設備（ポンプ装置、ろ過装置）を設置または取り替えるときの費用の一部を市が補助します。

補助の対象となる地域

- 次のいずれかが対象です。
- 上水道の給水区域外の地域
- 給水区域内であるが上水道の布設が著しく困難な地域

補助の対象となる施設

主に自己の居住の用に供する住宅。ただし、次の場合は補助が受けられません。

- 別荘などの一時的な居住に供する住宅
- 事務所、店舗その他これに類する事業用建物（住宅併用は居住用とみなす）
- 賃貸住宅

補助の対象者

対象となる地域の住宅に居住し、飲用水などの設備を設置または取替などをしようとする者で、次のいずれにも該当しないこと。

- 過去に公共事業などに伴う補償、または他の補助を受けて10年を経過していない場合
- 他人の土地に設置または取替などをするときに、土地所有者の承諾が得られない場合
- 市税などを滞納している場合
- 飲用水設備を設置または取替などをしたあと、水質検査を実施しない場合

補助金額

- ポンプ装置及びろ過装置（除鉄・滅菌など）の設置または取替などに要する費用の3分の2以内
- ※ それぞれの装置に関し10万円が限度

申請から請求まで

1 事業の実施前にあらかじめ提出していただくもの

○ 補助金交付申請書

○ 事業計画書

○ 収支予算書

○ 設置場所の案内図

○ 設置工事などの見積書及び内訳書の写し

○ 市税などの滞納がないことを明らかにする書類、または市税等納付状況調査同意書

○ その他市長が必要と認める書類

【市】交付の可否の決定

2 事業完了後に提出していただくもの

○ 実績報告書ほか

【市】審査・金額確定

3 金額確定後に提出していただくもの

○ 交付請求書

←

補助金が交付されます。

※ 補助金交付申請書などは生活環境交通係窓口で交付します。

申請・問合せ

生活環境

交通係

☎ 32・2215





狂犬病予防注射と犬の登録

●狂犬病予防注射の日程

	時 間	場 所
5月19日(金)	8:50 ~ 9:00	平岸東町会館前
	9:10 ~ 9:20	平岸高齢者コミセン前
	9:30 ~ 9:40	平岸生活館前(曙町)
	9:50 ~ 10:00	茂尻春日町内会館前(寿の家)
	10:10 ~ 10:20	茂尻栄町会館前
	10:30 ~ 10:45	茂尻生活館前
	10:50 ~ 11:00	百戸コミセン前
	11:10 ~ 11:20	日の出地区集会所前
	11:25 ~ 11:40	住友地区共同浴場横
	11:45 ~ 11:55	総合体育館裏
	13:00 ~ 13:10	旧公民館前
	13:20 ~ 13:30	美園町内会館前
	13:40 ~ 13:50	豊里ふるさと会館前
	14:00 ~ 14:10	幸町会館前
	14:15 ~ 14:25	昭和町内会館前(寿の家)
	14:35 ~ 14:45	豊丘地区集会所前
	14:50 ~ 15:00	赤間生活館前
20日(土)	9:00 ~ 9:20	東公民館前
	9:40 ~ 10:00	文京生活館前
	10:10 ~ 10:30	市役所コミセン前

※上記の日程で都合が悪い場合

あかびら動物病院(東大町3-13 ☎32-2780(予約制))
などで予防注射を実施してください。

●狂犬病予防注射などの費用

・登録と注射を行う場合

登 録 料	3,000円
注 射 料	2,560円
注 射 済 票	
交 付 手 数 料	550円
	6,110円

・注射のみを行う場合

注 射 料	2,560円
注 射 済 票	
交 付 手 数 料	550円
	3,110円

おつりがいらぬようご協力をお願いします。

犬の登録と予防注射は 飼い主の義務です



狂犬病予防法により
生後91日以上の子犬は
生涯1回の登録と年1
回の予防注射が義務付
けられています。

ケガや病気などの理由により注射
を受けることができない場合は、動物
病院で猶予証明をもらって市役所に
提出してください。

犬や猫の飼育は マナーを守りましょう！



- ▶近所に迷惑のかかることのないよう、飼い主はマナーを守りましょう。
- ▶犬や猫・その他のペットは、最後まで責任を持って飼育しましょう。
- ▶犬や猫の散歩時のふんの後始末は、飼い主の責任で処理しましょう。
- ▶犬や猫の放し飼いは、他人に迷惑をかけるので、絶対にやめましょう。
- ▶犬の散歩をするときは、必ずひもなどでつなぎましょう。

狂犬病は、世界のほとんどの地域で依然として発生している病気ですので、海外に渡航、滞在される方は次の点にご注意ください。

狂犬病の予防方法



- 日本人は犬や猫を見ると無防備に手を出したり、なでたり、手から直接えさをあげたりしますが、むやみに犬や猫、その他の動物には手を出さないようにしてください。他人のペットであっても要注意です。
- 具合の悪そうな動物には近づかない。狂犬病の犬は、多量のヨダレを垂らし、物にかみつく、無意味にうろうろするなど独特の行動をします。

犬の登録は生活環境交通係の窓口で受け付けています。【問合せ】 生活環境交通係 ☎32-2215